

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市任意接種費用助成金
補助の区分	事業助成（奨励助成）
補助の概要	予防接種法に規定されないワクチン接種（任意接種）に要する接種者の経済的負担を軽減し、公衆衛生の向上及び健康増進を図ることを目的として、任意接種に要する経費に対して助成金を交付する。
補助事業者	市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる要件に該当する者 ・風しん：抗体検査を受検し、抗体価が低いもの又は陰性となったもの等 ・インフルエンザ：1歳から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの等
補助対象経費	任意接種に要する費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	接種費用
	○少額（5万円以下）補助金の理由 任意接種に要する実費助成
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・風しん：全額又は接種費用から自己負担分（2千円又は3千円）を除いた額 ・インフルエンザ：免疫を保つため1回目の1/2、2回目全額 →帯状疱疹：生ワクチン2,000円又は不活化ワクチン5,000円×2回
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 子どもの先天性疾病予防・ウイルス感染による重症化防止を図るため、積極的な予防接種の実施が必要であるため。
数値目標等	B 数値化不可
	任意接種の実施に対する助成であるため数値化はできない。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業者向けの助成金ではないため、事業内容や、数値目標の設定はない。
補助制度開始	平成22年12月17日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 医療機関での抗体価検査の際に案内
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115